

担い手農業者等との意見交換を踏まえた対応状況

時期	意見交換等参加者	主な意見・要望	回答・対応状況
平成26年度 4月～3月	担い手農業者(農業法人含む) 市町村 市町村農業委員会 JA	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構への貸付期間中に、機構からの転貸先へ所有権移転を行う場合は、機構集積協力金の返還を要しないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の出し手が機構集積協力金（個人タイプ）の交付を受けており、機構への貸付期間が10年未満となった場合は、当該協力金の返還が必要となるので留意願いたい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 我々が何年探しても受け手が見つからない農地を、機構に貸したからといって受け手が見つかるほど甘くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社も十分理解している。本事業は広く全国に募集をかけるので、借受希望者情報を共有して地元と連携して取り組みたい。地元の協力無しでは成立しない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の遊休化している農地も機構に借り受けてもらって、農家負担なしで整備がなされた後に貸し付けられることを期待していた。当初からの報道とは随分変わったようだが、農家負担なしで整備されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前のアナウンスと違うのは承知している。結果として内容は相違したが、補助事業等を活用し、農家負担の軽減に努めたい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権の取得は新規就農者にとって負担が大きい。初期投資を減らせるので就農する際には活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業のメリットであるので、どんどん活用してもらいたい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構からの借受希望者が現経営主であっても、後継者への急な経営移譲にも対応できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度から借受希望申出様式を変更。後継者も連名で応募しやすい様式に改正済み。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで活用してきた円滑化団体の事業では借りられなくなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までどおり活用できる。農地流動化の選択肢が一つ増えたと考えてほしい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出し手への支援ばかりが手厚く感じる。昨年までの規模拡大加算のように、受け手への支援の方がはるかに重要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け手への支援は、地域集積協力金の中から配分できるよう地域内で協議していくほかない。なお、北海道を通じて「機構が行う農地売買等事業により新たに利用権を取得した者に対し、農地の面積に応じて交付金を交付すること」を国に提案。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け手が企業だった場合、その企業が農地を荒らしたまま出で行ったら誰が責任を負うのか。企業の受け入れは拒否できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業にだけ制限をかけるのは事業制度上望ましくない。企業だけでなく個人であっても、参入希望者とは事前によく地域内で話し合う必要があります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構からの貸付も市町村の公告で処理できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社からの貸付は、法律により、農用地利用配分計画は北海道が認可・公告しなければならないとなっています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の貸付（転貸）期間が原則3年とされているが、借受農地の地力向上には長期間を要することや畑作の場合は複数年にわたる輪作体系の確立の必要性から貸付期間の長期化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度から地域や借受希望者の状況に応じた貸付期間が設定できるよう事業規程を改正済み。

平成27年度 27. 4月	担い手農業者(農業法人含む) 市町村 市町村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者にとって、全体的には良い事業だと思うが、この事業だけでは今抱えている問題を全て解決できるものではない。機構ではなく、地元がいかにビジョンをもって進めて行けるかだ。機構には第三者的な立場から流動化に関する提案をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社としても、市町村や農業委員会、地域の農業者と連携し、地域課題の解決に向けて取り組みたい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・機構集積協力金は、我々農業者にとって非常に重要なインセンティブである。平成30年以降も継続することを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道や農業団体を通じて国に要請していきたい。
平成27年度 27. 6月	担い手農業者 市町村 市町村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国は企業参入を推進しているようだが、地方の事を理解しているのか。企業が収益の見込みなく撤退した場合、農地の復元費用を補填してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道においては家族経営が基本であることは当然。ただし、北海道であっても、ごく限られた地域では企業を含めた大規模法人の参入なしでは農地を守れない地域が出てきていることも事実。地域のニーズを把握しながら進めていきたい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・借受希望者の応募の有効期間が1年なので、毎年応募しなければならない。有効期間の長期化を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年度の公募から有効期間を5年とするよう募集要領を改正済み。
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容についてホームページに載っているとのことだが、農業者が全員見られる環境にはない。他に周知の方法を考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度は、農業者向けチラシやパンフレットに加え、北海道新聞や日本農業新聞等への公告掲載を実施。
平成27年度 28. 1月	担い手農業者(農業法人含む) 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・公募の時期について、5月と9月だけでなく他の月でも実施してくれないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年度は1月の募集も検討したい。